

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

「暮らしのレスキューサービス」に関する 悪質商法に注意！！

害虫の駆除、トイレの修理、水漏れ修理、鍵の修理など、日々の暮らしの中で突然発生するトラブルに事業者が対応する、いわゆる「暮らしのレスキューサービス」に関係する相談が多く寄せられています。

相談事例

ネットで見つけたスズメバチの巣を駆除する業者の広告に



「見積無料、作業代金地域最安値」

とあったので、電話で問い合わせ見積りのため業者を自宅へ呼んだ。

訪問後、広告とはかけ離れた高額な料金を提示され、断ろうとしたが、「危険だ！すぐに駆除したほうがいい」と急かされて、断りきれず承諾してしまった。

翌日になり、冷静に考えると作業代は高いと思いクーリング・オフしようとしたら、業者から「電話で訪問依頼を受けて契約しているので、法律上クーリング・オフできません。」と言われてしまった。

料金が高すぎて払えない。
困った、どうしよう。



ひとつアドバイス

消費者が広告を見て自宅に事業者を呼ぶとクーリング・オフできないため、注意しましょう。

ただし、事例のように安価と思わせる広告を見て、訪問作業の見積りを依頼したにもかかわらず、実際には高額な作業代の勧誘を受け契約した場合など、消費者がもともと高額な作業代金を支払う意思を有していなかったと言える場合には、訪問販売に該当しクーリング・オフが認められます。

- 訪問販売は、契約書を受け取った日から8日以内であれば契約解除できます。
- 訪問後に依頼時よりも高額な作業を提案された場合は、契約する前に、複数の事業者から見積りを取りましょう。
- インターネットやチラシの広告の料金をうのみにしない。

裏面に続く➡

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280(代) 内線1129

相談日時:月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

または

消費者ホットライン

局番なし

イ ヤ ヤ
1 8 8

土・日・祝日も
相談できます

注意！ 特殊詐欺前兆電話急増中！！

電話を使っただましの手口

オレオレ詐欺

親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故の示談金等を名目にお金をだまし取る



電話でお金の話は、
詐欺を疑う！
万が一電話に出てしまっても、
元々知っている親族の電話番号に電話する！

預貯金詐欺

警察官や金融機関の職員等をかたり、「キャッシュカードの交換が必要」などと言って、キャッシュカードをだまし取る



暗証番号＋キャッシュカード渡せ
⇒ **詐欺**

還付金詐欺

市役所職員や金融機関職員などをかたり、「介護保険料の払い戻し（還付金）がある」などと言い、ATMまで誘導しお金をだまし取る



還付金 + ATM = **詐欺**

キャッシュカード詐欺盗

警察官や金融機関職員、百貨店従業員などをかたり、「キャッシュカードが不正利用された」などと言い、キャッシュカードを準備させ、隙を見てカードを盗む



キャッシュカード交換＋封筒 = **詐欺**

特殊詐欺の犯人からの電話を受けない！！

留守番電話に設定しましょう。

特殊詐欺の電話を受けてしまったら、
一人で悩まず塩尻警察署へ通報してください。

☎0263-54-0110